

送迎バス等安全対策支援事業費補助金 のお知らせ



事業目的

区内の保育所等で運行している送迎バスへの安全装置の設置等、安全対策にかかる経費について補助金を支給し、子どもの安全及び安心を確保するための取組を支援します。

補助概要

送迎バスの子どもの置き去り防止

補助要件

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間で、契約・購入(委託)・支払が完了していること

上限額

1～4 合計100万円
(10割補助)／台

対象施設

送迎バスを運行している施設

※ 安全装置を装備しなくても、確実に児童の所在確認が行われると考えられる、座席が2列以下の自動車等は補助対象外

1 送迎バス用の安全装置の設置に係る機器等の導入経費(リース料含む)

■ 機器の購入費用

下図「降車時確認式」又は「自動検知式」、内閣府が作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト」※に掲載されている装置

※ URL(こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

こども家庭庁
ホームページ
二次元コード



■ 工事(取付)費用

(国土交通省作成資料より抜粋)



2 送迎バス用の安全対策(安全装置以外)に係る経費

■ 対象経費(例):

見守りカメラ、置き去り防止アプリ、ICタグ、無線式ブザー、ワイヤレスチャイム、電子ホイッスル、窓用補助鍵(転落防止用)等

3 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施に係る経費(講師謝金等)

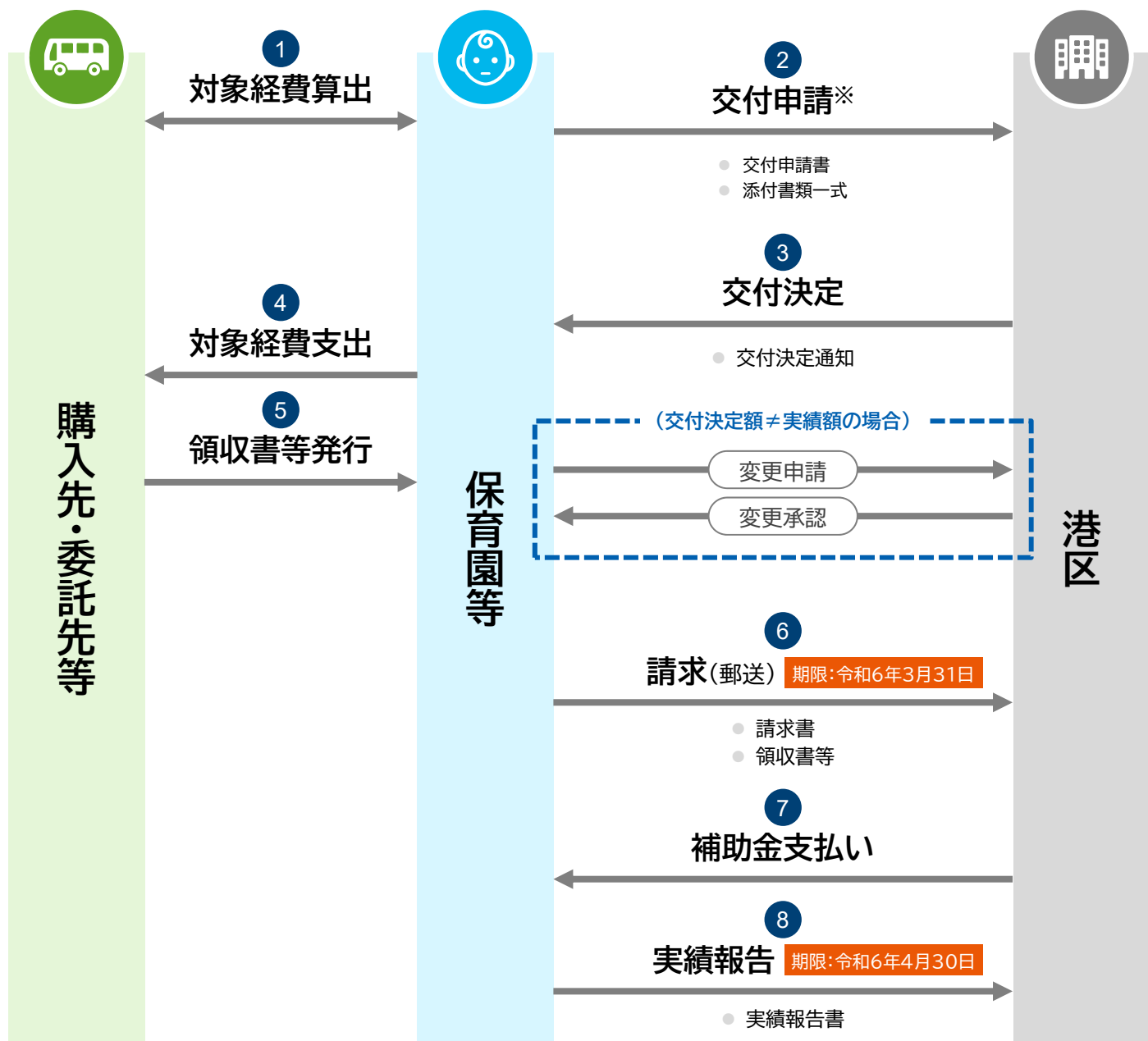
4 その他バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組に係る経費

■ バスの安全点検にかかる費用

■ バスの改修にかかる費用

■ バス内部の遮熱・断熱加工にかかる費用

■ 置き去り防止にかかるコンサル経費 等



その他

- 申請手続きの詳細等につきましては、個別にご案内いたします。
- 本紙の掲載内容は、令和5年6月時点のものです。

問合せ先



港区 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども政策推進係

☎ 03-3578-2679

✉ minato119@city.minato.tokyo.jp